



久学審第4号
令和3年7月21日

久喜市教育委員会
教育長 柿沼 光夫 様

久喜市立小・中学校学区等審議会
会長 西崎 道喜



久喜市立菖蒲中学校（統合による新校）の通学区域等について（答申）

令和3年7月21日付け久教学第506号において諮問のあった標記の件について、慎重に審議を行った結果、下記のとおり答申します。

記

○久喜市立菖蒲中学校の通学区域については、地域性や通学環境、並びに菖蒲地区に中学校がひとつであることを総合的に勘案し、次のとおりとすることが適当であると考えます。

・久喜市立菖蒲中学校の通学区域

「菖蒲小学校、小林小学校、三箇小学校、栢間小学校及び菖蒲東小学校の通学区域」とする。

○通学区域に関する特例措置については、地域性や通学環境などを総合的に勘案し、次のとおりとすることが適当であると考えます。

・附則（通学区域に関する特例措置）として、「当分の間、別表第1に定める学区のうち、上内小学校の学区に住所を有する児童については、同表の規定にかかわらず、鷲宮小学校に通学するものとする。」とする。